

令和8年度韓国全羅南道女性団体との交流支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県が友好交流協定を締結している韓国全羅南道で活動する女性団体と県内のグループとの間で行われる派遣・招へい活動を支援することにより、同地域との男女共同参画分野における交流促進を図るため、県内のグループに対し、予算の範囲内で助成金を交付することとし、その助成金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に該当する県内のグループとする。

- (1) 佐賀県内を中心に活動しており、韓国全羅南道の女性団体との継続した交流を行っている、または行うことを予定している県内のグループであること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関心を持っていること。
- (3) 事業の企画から実施、報告書の作成までを主体的に行う能力を有していること。

2 前項の助成対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の助成対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、「令和8年度韓国全羅南道女性団体との交流支援事業実施要領」に基づき、助成対象者が実施する事業とする。

(助成の対象経費及び助成金額)

第4条 助成の対象となる経費及びこれに対する助成率並びに助成限度額は、別表に定めるところとする。

2 助成金の交付額は、助成対象額の合計と別表に定める助成限度額を比較していずれか少ない額を助成金額とする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する交付の申請が到達してから当該申請にかかる助成金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 助成事業者は第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 助成事業に要する経費の配分または助成事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、助成金の額に影響を及ぼさない、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 助成の対象経費の各経費間における30%以内の変更
 - イ 助成事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない助成事業の内容の変更
 - (3) 助成事業を行うために発注を行う場合、佐賀県ローカル発注促進要領（令和6年7月26日付）に基づき県内企業へ発注するように努めること。
 - (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了後（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内とし、その提出部数は1部とする。
- 3 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 この助成金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する交付請求書は、様式第5号及び様式第6号のとおりとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第9条 助成事業者は、助成事業完了後、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の助成金から適用する。

別表（第4条関係）

区分	助成の対象となる経費	助成率(上段)	備考（助成対象外経費）
		助成限度額(下段)	
派遣	① 旅費（交通費、宿泊費） ② 需用費（印刷費、消耗品費等） ③ 役務費（通訳・翻訳経費等） ④ 使用料（打合せのための施設利用料等） ⑤ その他必要と認められる経費	10 分の 10 以内。 ただし、 旅費は必要額の2分の1以内とする。 20万円を限度とする。	1 パスポート取得に係る経費 2 旅行保険料 3 健康診断料 4 予防接種費用 5 会議、打合せ等に要する経費 例：打合せの際の弁当代、飲み物代等の食糧費 6 事業終了後、グループまたは個人の所有となるものの購入費 例：書籍、備品等 7 電話料金、ファクシミリ料金、インターネット通信料 8 その他個人に関する経費
招へい	① 旅費（公開企画の講師等の交通費） ② 報償費（公開企画の講師等に対する謝金） ③ 需用費（公開企画実施に要する印刷費、消耗品費等）	10 分の 10 以内。	1 会議、打合せ等に要する経費 例：打合せの際の弁当代、飲み物代等の食糧費 2 事業終了後、グループまたは個人の所有となるものの購入費 例：書籍、備品等

	④ 役務費（通訳・翻訳経費等） ⑤ 使用料（打合せ、公開企画開催のための施設利用料等） ⑥ その他必要と認められる経費	20万円を 限度とする。	3 グループの構成員への謝礼、 交通費 4 有償配布する資料等の経費 5 電話料金、ファクシミリ料金、 インターネット通信料 6 その他個人に関する経費
--	---	-----------------	---

注) 1 旅費は航空運賃、鉄道運賃等の交通費及び宿泊費の実費とするが、航空運賃はエコノミークラスの運賃、宿泊費は佐賀県職員等の旅費に関する諸規程において定める額を算定基礎とする。

2 講師謝金は、これまでの講師の講演実績等を勘案して調整するものとする。